



お酒の輸入について

昨今、海外通販をはじめ、小口の貿易を利用する方が増えてきております。そこで税関としても、貿易円滑化の一助になればと、小口貿易利用者の方々を対象に、個人・小口で通関実績の多い品目などを取り上げ、各種手続きや関税等の参考情報をHP上で配信していきたいと思います。

今回のコラムでは、個人・自社通関でコンスタントに輸入件数のある“お酒”について情報を提供します。

お酒と言えば、ビール、ワイン、ウィスキー、焼酎etc.色々なものがありますが、これら酒類を輸入する際には、お酒の種類や輸入価額（課税価格）によって、関税率が異なります。また、お酒を販売または営業上使用する目的で輸入する場合には、別途必要な手続きがありますので、これら輸入の際のポイントについて説明していきます。

◆輸入の際の税金について

関税法上では、アルコール分が0.5%を超える飲料が“アルコールを含有する飲料”として分類される一方、酒税法上酒類として適用を受けるものは、アルコール分1.0%以上のものとされています。そのため輸入の際の税金についてまとめると、以下の表のようになります。

アルコール度数		
	0.5%を超え 1.0%未満	1.0%以上
関税	○	○
酒税	×	○
消費税・地方消費税	○	○

○:課税、×:非課税



◆関税率等について

輸入品にかかる関税率は、課税価格により、少額貨物にかかる簡易税率と一般税率のふたつにわかれます（20万円以下…簡易税率、20万円超…一般税率）。

また一般税率には、基本税率、暫定税率、WTO協定税率、EPA税率、特惠税率があり、輸出国等により適用税率が異なります。

*課税価格20万円以下であっても、ご希望があり申告時に申し出いただければ、一般税率の適用が可能です。

*酒税率については、国税庁HPの酒税率一覧表をご確認ください

なお、総量が10kg程度を超えるものは、食品衛生法による届出が必要となる場合があります。

◆販売する目的で輸入する場合の手続き

◎ 「食品衛生法」の届出：

貨物の保管場所を管轄する検疫所に「食品等輸入届出書」を提出し、届出済証の発行を受け、税関への輸入申告の際に提示する必要があります。

根拠法令

食品衛生法第27条（食品等の輸入の届出）：

販売の用に供し、又は営業上使用する食品、添加物、器具又は容器包装を輸入しようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、その都度厚生労働大臣に届け出なければならない。

◎ 「酒類販売業免許」の届出：

販売場の所在地を管轄する税務署長の販売業免許を受ける必要があります。

根拠法令

酒税法第9条（酒類の販売業免許）：

酒類の販売業又は販売の代理業若しくは媒介業をしようとする者は、政令で定める手続きにより、販売場ごとにその販売場の所在地の所轄税務署長の免許を受けなければならない。

◎ 「酒類の品目等の表示」の届出：

保税地域から酒類を引取る前に、品目、アルコール分等の表示について、税関長に届ける必要があります。

根拠法令

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第86条の5（酒類の品目等の表示義務）：

酒類製造者又は酒類販売業者は、政令で定めるところにより、酒類の品目その他政令で定める事項を、容易に識別することができる方法で、その製造場から移出し、若しくは保税地域から引き取る酒類又はその販売場から搬出する酒類の容器又は包装の見やすい所に表示しなければならない。